



2016年3月29日

各 位

会社名 東芝テック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 池田 隆之
 (コード番号6588 東証第1部)
 問合せ先 経営企画部 広報室長
 水野 隆司
 (TEL 03-6830-9151)

独立社外取締役候補者の内定に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、下記の2名を独立社外取締役候補者として、2016年6月下旬開催予定の第91期定時株主総会に諮ることを内定いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社は、独立社外取締役以外の役員の候補者に関しては現在検討中であり、決定または内定次第、別途お知らせいたします。

記

1. 候補者を選定した理由

当社は、現時点では独立社外取締役を置いておりませんが、2016年6月開催予定の第91期定時株主総会において、独立社外取締役を2名以上選任するとともに、コーポレートガバナンス・コードに定める独立社外取締役関連原則をすべて充足する措置を講じる予定であります。

これに伴い、当社は、候補者が社外役員の独立性基準（別添参照）を充足していることを確認するとともに、企業経営者として豊富な経験、見識等を有し、当社の意思決定並びに業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、以下の独立社外取締役候補者2名を選定いたしました。

2. 候補者の略歴等

くわはら みちお 桑原 道夫 (1948年10月24日生)	1972年3月	東京外国語大学外国語学部卒業
	1972年4月	丸紅(株) 入社
	2002年4月	同社 執行役員
	2004年4月	同社 常務執行役員
	2006年4月	同社 専務執行役員
	2008年4月	同社 副社長執行役員
	2008年6月	同社 代表取締役、副社長執行役員
	2010年5月	(株)ダイエー 代表取締役社長 (2013年5月まで)
2014年5月	エスフーズ(株) 社外取締役 (現在)	
2015年7月	丸紅(株) 顧問 (現在)	
ながせ しん 長瀬 眞 (1950年3月13日生)	1972年3月	甲南大学経済学部卒業
	1972年4月	全日本空輸(株) 入社
	2001年4月	同社 執行役員
	2003年4月	同社 常務執行役員
	2004年4月	同社 上席執行役員
	2004年6月	同社 取締役、執行役員
	2005年4月	同社 常務取締役、執行役員
	2007年4月	同社 専務取締役、執行役員
2009年4月	同社 代表取締役副社長、執行役員	
2012年4月	(株)ANA総合研究所 代表取締役社長 (現在)	

3. 就任予定日

2016年6月下旬開催予定の第91期定時株主総会の終結日

社外役員の独立性基準

取締役会は、上場している金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
2. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
3. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社または当社の連結売上高の2%を超える場合。
4. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人であった場合。
5. 当該社外役員が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外役員が所属する団体が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
6. 当該社外役員が、現在もしくは過去3年間において業務を執行する役員もしくは使用人として在籍していた法人、または本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。
7. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
8. 当該社外役員が、現在または過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在または過去3年間に代表社員、社員または使用人であった場合。

注：社外取締役及び社外監査役を総称して「社外役員」という。